

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日)
當日が休日は、
(たる翌日)

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則則第二号

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則（昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「規定する保母」を「規定する保母（同施行令第二十二条において準用する同施行令第十三条第一項各号の一に該当する男子を含む。以下この項において同じ。）」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

土地改良事業計画の変更の認可（二件）

公有水面の埋立てに關する工事のしゆん功の認可（二件）

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◆公 告 癸

鳥取県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

規 則

目 次

◆規 則 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則
◆告 示 保安林の指定の解除

土地改良区の定款の変更の認可

新たに行おうとする土地改良事業の認可（二件）

土地改良事業計画の適否の決定（七件）

土地改良事業の認可（十二件）

土地改良事業計画の変更の認可（二件）

鳥取県警察官採用試験の実施

告 示

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字宇谷字濱山八三一の二
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十六号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（浅津

第一地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十七号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（浅津

第一地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十八号

昭和五十三年一月九日付けで大鷲土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（中田地区農業用用排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十九号

昭和五十三年二月一日から二十日間

倉吉市役所及び倉吉市上古川二一五番地三 大鷲土地改良区事務所

四 縦覧に供する場所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十九号

昭和五十二年十二月五日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（小原地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

昭和五十三年二月一日から二十日間
日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十一号

昭和五十二年九月十日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津第二地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第七十号

昭和五十二年九月十日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津第一地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す

る。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
日吉津村役場

四 異議の申出

鳥取県告示第七十一号

昭和五十三年一月三十一日
鳥取県知事 平 林 鴻
三
一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

(第三種郵便物認可) 昭和53年1月31日 火曜日

鳥取県公報

二　縦覧に供する期間

昭和五十三年二月一日から二十日間

三　縦覧に供する場所

日吉津村役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十二号

昭和五十二年九月十日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平林鴻

一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間
昭和五十三年二月一日から二十日間

三　縦覧に供する場所

日吉津村役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十三号

昭和五十二年九月十日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津第三地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平林鴻

一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間
昭和五十三年二月一日から二十日間

三　縦覧に供する場所
日吉津村役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

昭和五十二年十二月十四日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（園地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（由良西浜地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十五号

昭和五十二年十二月十四日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（穂波地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十七号

気高町から申請のあつた町営土地改良（夏ヶ谷第一地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第七十八号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（島地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十九号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（馬場地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県告示第八十号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（猪小路地区農業用用排水）事業は、土改改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十一号

氣高町から申請のあつた町営土地改良（夏ヶ谷第二地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県告示第八十二号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（境地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県告示第八十三号

名和町から申請のあつた町営土地改良（押平地区ば場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十四号

関金町から申請のあつた町営土地改良（野添地区区画整理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十五号

米子市から申請のあつた市営土地改良（豊田地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十六号

米子市から申請のあつた市営土地改良（和田地区農業用用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十七号

米子市から申請のあつた市営土地改良（奥陰田地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十八号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（福永地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十九号

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（勝田地区農地開発）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条

第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により

告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第九十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功を認可したので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

一 しん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
網代漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三
二 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和五十二年二月三日 鳥取県指令受河第四六六号
三 しゆん功認可の年月日
昭和五十三年一月二十六日

四 埋立区域
(一) 位置
岩美郡岩美町大字大谷字町田浜二一八二一九一地先

(二) 区域
次の各地点を順次に直線で結んだ線及び7の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1 北防波堤燈台（北緯三五度三四分四八・五八秒、東經一三四度七分三一・七五秒）から一二五度〇〇分五五七メートルの地点（以下「A地点」という。）から二七九度三〇分七〇メートルの地点

2 A地点から二六七度三〇分七二メートルの地点

3 A地点から二七三度三〇分一三三メートルの地点

4 A地点から二七一度〇〇分一五三メートルの地点

5 A地点から二六八度〇〇分一五四メートルの地点

6 A地点から二七二度二〇分二三三メートルの地点

7 A地点から二七九度四〇分二三〇メートルの地点

(二) 面積

三、六六九・五〇平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

岩美町役場

鳥取県告示第九十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功を認可したので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

一 しゆん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
境漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三
二 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和五十三年一月三十一日

鳥取市東町一丁目二三〇番地

二

埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十一年二月九日 鳥取県指令受河第一号
しゆん功認可の年月日

昭和五十三年一月二十六日

四

埋立区域

(一) 位置

境港市昭和町九番一地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を結ぶ
春分秋分の満潮位（プラス六〇センチメートル）における公有水面と
陸地との境界線により囲まれた区域

1 境港市昭和町九番一（境港港湾分庁舎）の北東端（以下「A地点」という。）から二九七度二八・一〇メートルの地点

2 A地点から三五九度一三・五〇メートルの地点

3 A地点から三五九度二二・四〇メートルの地点

4 A地点から三二度二六・八〇メートルの地点

5 A地点から三三五度一〇分六六・五〇メートルの地点

6 A地点から三三五度一〇分六九・一〇メートルの地点

(三) 面積

一、九〇三・五六平方メートル

関係図書の閲覧場所

境港市役所

鳥取県告示第九十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十三年二月一日から施行する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の倉吉信用金庫の項中	〔 東支店 倉吉市宮川町 〕
を	〔 東支店 倉吉市宮川町 〕に改める。

公 告

告

昭和52年度第2回鳥取県警察官採用試験について、次のとおり公告する。

昭和53年1月31日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 肇

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官（巡査）の採用試験です。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定員	職務内容
警察官(A)	約15名	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
警察官(B)	約10名	

2 受験資格

試験区分	受験資格
警察官(A)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は昭和53年3月31日までに卒業見込みの者
警察官(B)	上記以外の者

なお、次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

9 第一次試験

(1) 試験項目

試験種目	試験区分	試験内容	試験時間
教養試験	警察官(A)	警察官として必要な一般的知識(人文科学、社会科学及び自然科学の知識)及び一般的な能力(文章理解、判断力)について大学卒業程度の多技能式による筆記試験を行います。	2時間
	警察官(B)	警察官として必要な一般的知識(国語、社会、数学、理科、英語等の知識)及び一般的な能力(文章理解、判断力)について高等学校卒業程度の多技能選択式による筆記試験を行います。	2時間

論文(作文)試験	警察官(A)	警察官として必要な思考力、構成力等について論文試験を行います。	1時間
	警察官(B)	警察官として必要な文章による表現能力等について作文試験を行います。	1時間

身体検査	共 通	職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて行います。なお、検査項目及び合格基準は、次のとおりです。
------	-----	--

(2)

身体検査の項目及び合格基準

検査項目	合 格 基 準
身 長	160cm以上であること。
体 重	47kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

(3) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試 験 地	試 験 場
昭和53年2月19日(日) 受付時間 8時10分から 8時35分まで	鳥取市 米子市	鳥取市東町二丁目 112 鳥取県立鳥取西高等学校 米子市錦町一丁目 103 鳥取県立米子西高等学校
試験開始 8時45分から		

- (4) 第一次試験の合格者の決定及び発表
- ア 決定の方法
- 試験区分ごとに教養試験、論文(作文)試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。
- ただし、教養試験、論文(作文)試験及び適性検査の成績が一定の基準に達しない者は、不合格となります。
- イ 発表
- 昭和53年3月中旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。
なお、合格者には書面で通知します。
- 4 第二次試験
- 第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。
- (1) 試験種目
- ア 人物試験
- 人物性行について、個別面接による口述試験を行います。
- イ 身体精密検査
- 胸部疾患、伝染性疾患その他の疾患の有無について行います。
- ウ 体力検査
- 警察官としての職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて行います。
- (2) 試験日時及び試験場
- 昭和53年3月中旬に鳥取市において行いますが、詳細については、第一次試験合格者に書面で通知します。
- 5 人物調査
- 人物性行、受験資格及び申込書記載事項の真否について行います。

6 最終合格者の発表
昭和53年3月下旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。
なお、合格者には書面で通知します。

7 採用

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載された上、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうち採用者が決定されます。

なお、採用は、昭和53年4月の予定です。

ただし、試験区分の警察官(A)に合格した者が昭和53年3月31日までに大学又はこれに準ずる学校を卒業することができなかつた場合は、

採用候補者名簿から削除され、採用されないこととなります。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、試験区分の警察官(A)あつては6箇月間、警察官(B)あつては1年間初任教育を受け、終了後は巡査としてそれぞれ勤務地に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとおり支給されますが、学校卒業後一定の経験年数がある者は、下表の額に一定額が加算されます。
なお、給与は、その後は定期に昇給します。

学歴	入校時の給料月額
大学卒	96,600円
短大卒	90,100円
高校卒	83,900円

また、上表の給料月額のほかに諸手当として期末手当、勤勉手当、

扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

そのほか、制服その他必要な被服も貸与されます。

(4) 採用後は、だれも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

(5) 柔道又剣道の有段者は、現職警察官に対する柔道又は剣道の指導を担当する術科指導員となる道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課文書は鳥取県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所で交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の表に「警察官申込請求」と朱書きし、60円切手をはつたあて明記の返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。

郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験」と朱書きしてください。
なお、受験票は、後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、20円切手をはつてください。

(3) 申込受付期間

ア 昭和53年2月1日(水)から昭和53年2月15日(水)まで(郵便による場合は、2月15日(水)までの消印のあるものに限る。)受

00527

13 昭和52年1月31日 火曜日 鳥取県公報 第4920号 (第三種郵便物認可)

け付けます。

ただし、特別の事情のある者については、第一次試験当日各試験場において受け付けます。

イ 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。

9 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。

(2) 郵便による問い合わせの際には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。